事 務 連 絡 平成 27 年 3 月 10 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護業務室長

## 野鳥サーベイランスの対応レベルについて

今シーズンの野鳥にかかる取組については、11 月 13 日の島根県安来市での高病原性鳥インフルエンザ発生以降、国内複数箇所での発生状況が続いていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル)に基づき、全国の対応レベルを「3」に引き上げて、監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等の徹底についてお願いしてきたところです。

今般、岡山県笠岡市の家きんにおける事例については、最後の感染確認個体の回収日(家きんの場合は防疫措置の完了後)から 45 日後の3月9日(平成27年3月10日0時)をもって、野鳥監視重点区域の解除を行ったことから、国内における野鳥監視重点区域は鹿児島県出水市の事例のみとなりますが、今シーズンの国内における発生状況及び近隣国での発生が続いていることを鑑み、マニュアルにおける対応レベルは引き続き「3」としますので、適切な対応を宜しくお願いします。

## 【対 応】

全国の対応レベルの継続(対応レベル3のまま)

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合に は、夜間・休日を問わず、速やかに当方までお知らせくださるようお願いします。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き適切な対応をお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

担 当:堀内鳥獣保護管理企画官、

根上専門官、山崎係長

直 通:03-5521-8285